



第一七二號 昭和十五年十月二十一日發行

郵便物認可
(毎週一回水曜日發行)

五錢

報週

號日一十三月一。

昭和十五年度豫算の概要
青島會談の經過
極東を中心とする航空網
祭祀の制度と本年の紀元節祭
淺間丸事件について

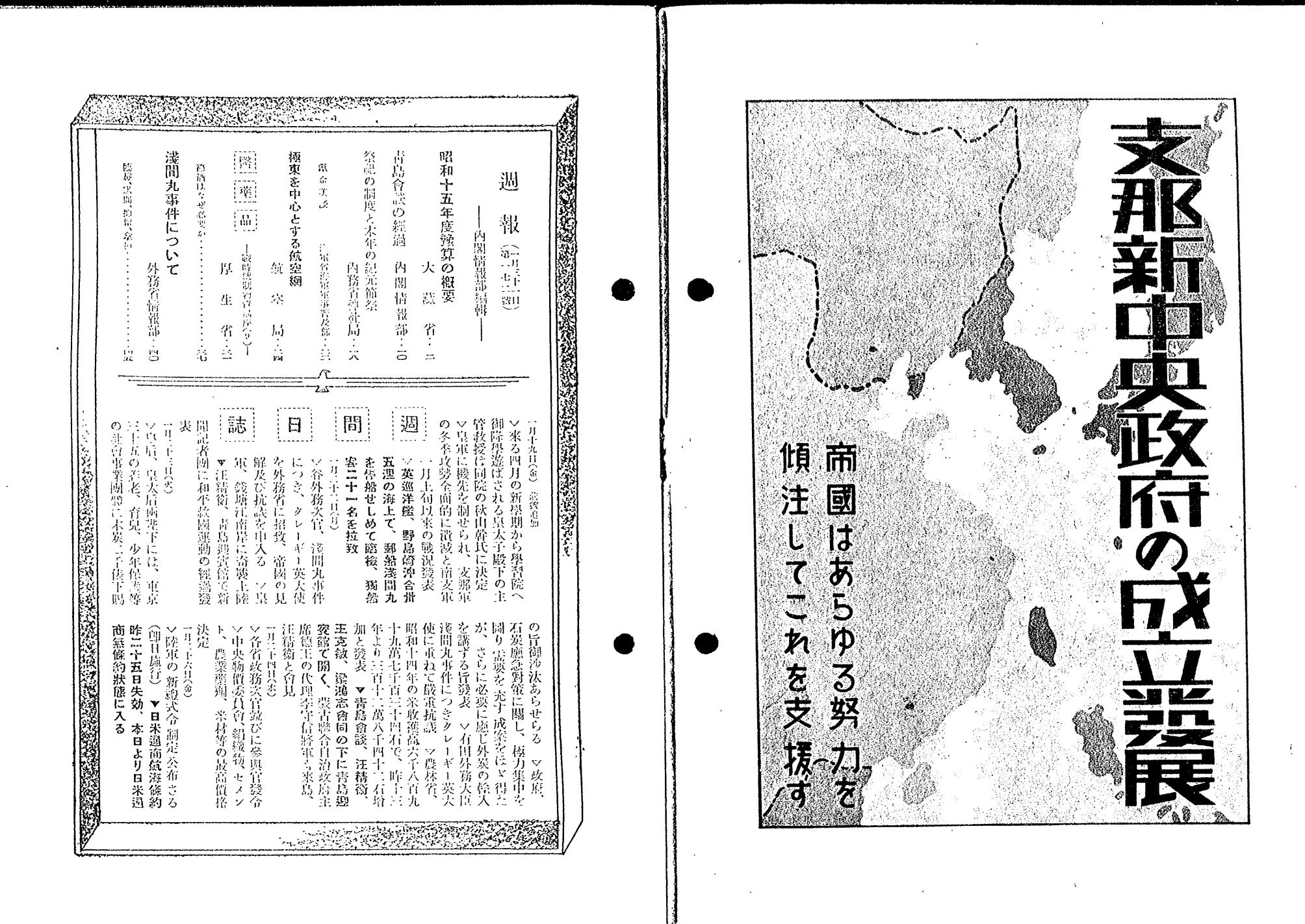
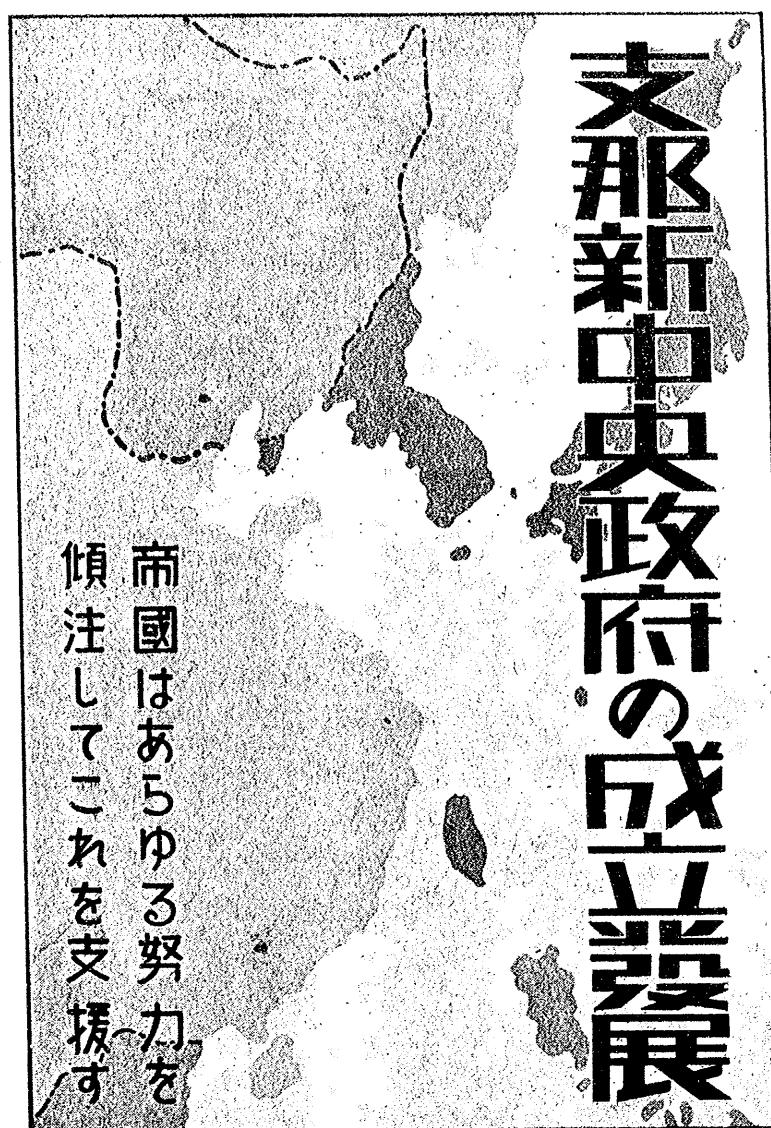
醫

藥

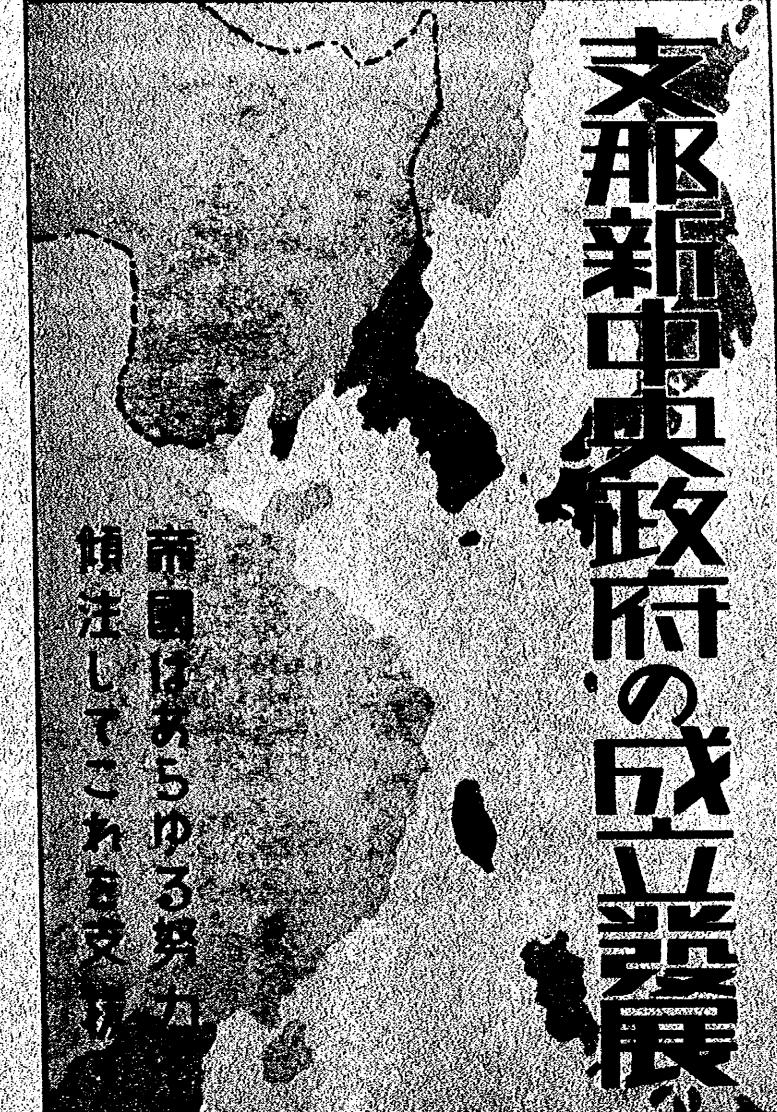
品

戰時統制物資講座(9)

露光量違ひにより重複撮影



露光量違いにより重複撮影



而國はあらゆる努力
傾注してこれを支えり

週報 (第一七二號)

内閣情報部編輯

昭和十五年度豫算の概要

大藏省・二

青島會議の經過 内閣情報部・一

祭祀の制度と本年の紀元節祭

内務省勅令局・六

眞金美談 海軍省海軍事業部・三

機東を中心とする航空網

航空局・四

醫藥品 一般貿易局・一

厚生省・三

飼料は必要が………毛

淺間丸事件について 外務省情報部・四

陸海軍問、並留、余留………毛

一月十九日(金) 前號追加

△來る四月の新學期から學習院へ
御降臨遊ばされる皇太子殿下の主
管教授は同院の秋山尊氏に決定

△皇軍に機先を制せられ、支那軍
の冬季攻勢全面的に潰滅と南支軍

一月上有以來の戰況彙表

△英巡洋艦、野島崎沖合卅
五浬の海上で、郵船淺間丸
を停船せしめて隨機、獨船

客二十一名を拉致

一月二十日(月)

△谷外務次官、淺間丸事件
につき、クレーギー英大使
を外務省に招致、帝國の見
解及び抗議を申入る。△皇
軍、錢塘江南岸に奇襲上陸

△汪精衛、青島迎賓館で新
聞記者團に和平救國運動の經過説
明する。△各省政務次官並びに參與官發令
ト、中央物價委員會、糧織物セメント、
農業薦薦、米材等の最高價格
決定

一月二十四日(水)

△陸軍の新禮式令制定、公布さる
(即日施行) △日米通商航海條約
昨二十五日失効、本日より日米通
商無條約狀態に入る

昭和十五年度豫算の概要

大蔵省

豫算編成の方針

昭和十五年度一般會計の概算は昨年十二月八日の閣議で決定され、又主要特別會計の概算は、本年一月六日の閣議で決定を見たのであるが、その後般の内閣更迭があり、右の決定に基づいて編成された來年度豫算案に對する取扱方如何は、世間の注目的となつた。米内新内閣はこの點について早速検討を遂げた結果、前内閣案を踏襲することに決し、いよいよこれを来る第七十五回帝国議會に提出する運びとなつたのである。

以下昭和十五年度豫算の概要を説明するが、臨時軍事費特別會計の第三次追加豫算もこれと切離しては考へ得ないものであるから、必要に應じてこれに觸れることとしよう。

豫算の内容を説明する前に、先づ來年度豫算はどんな心組みでつくられたかといふこと、即ち豫算編成方針について述べることとする。昭和十五年度豫算編成方針は、昨年七月四日に平沼内閣に於て閣議決定されたのであるが、その後間もなく阿部内閣が成立し、新内閣は右の方針を踏襲する旨九月一日に閣議決定したのである。その要點は次の通りであつた。

一、新規経費の要求については、この際特に事項を厳選し、眞に緊急やむを得ないものに限ることとし、且つその金額はこれを最小限度に止めること

一、既定経費についても銳意検討を加へ、事業の継延を行ふとともに、規格の低下、能率の増進等各般の措置を工夫し、努めて節約を行ふこと

一、物資、労力、資金及び物價等に關する經濟諸方策との調和を圖り、戰時經濟の運営に支障を及ぼすことがないよう留意すること

一、税制を改正し租稅收入の増加を圖ると共に、その他の普通歳入の増加に努め、又各特別會計に於ては、臨時軍事費特別會計又は一般會計に對し出来得る限り多額の繰入をなす等の方法を講ずること

一、各省豫算書は、昭和十四年八月十日限り、各特別會計豫算書は同年八月三十一日までにこれを大蔵省に送付すること

即ち昭和十五年度豫算編成の方針は、増稅その他の方法により、普通歳入の増加を圖るとともに、すべての經費について一層厳正な較量を加へ、節用を旨とし、以て適正な戦時豫算を編成するにあつたのである。

右の豫算編成方針が決定すると、各省はこれに基づい

一般會計豫算の内容

てそれより概算要求書を調製し、大蔵省に提出し、大蔵省ではこれを慎重審議の上、その査定意見を各省に内示して、こゝに依る概算の折衝が行はれるのである。なほ今度の概算の審査に當つては、特に來年度に於ける物資その他の全般的見透しを立てる必要から、臨時軍事費の追加についても、一般會計と並んで検討を遂げたのである。次に、この點は例年と多少趣きを異にし、これがため編成事務は一層複雑となり、手續もやゝ例年より遅れ勝ちであつた。しかしながら、幸ひにして各省の協力を得て圓満裡に概算又は概算の閣議決定を見るに至つたのである。

次に、かうして出來上つた昭和十五年度豫算の内容について、その概要を説明しよう。

先づ昭和十五年度一般會計豫算の總額は次の通りである。

歲入

三、三四五、一一千円

右の表でわかるやうに、普通歳入の増加の大部分は租税、
收入の増加であつて、これは主として今回實施せんとする
税制改正に基づくものである。今度の税制改正は中央及
び地方を通じ、負擔の均衡を是正し、且つ經濟諸政策と
の調和を圖り、併せて租税收入を増加するとともに彈力
性ある税制を樹立し、且つその簡易化を期さうとするもの
であるが、その昭和十五年度に於ける各税の增收見込額
(△印は減收)は左の通りである。

印紙收入	
官業及官有財産収入	一六〇八八
通信事業特別會計納付	四三九九八
日本銀行納付金	△五〇〇
雜收	七九七
教育並びに農林振興基金等 特別会計納付	一五九〇〇
臨時部合計	一六〇六六
経常部合計	
官有物拂下代	一五九二六
臨時部	一五九二六
利得税	一五九二六
臨時部合計	一五九二六
所得税	
特別會計ヨリ繙入	一三〇、七〇三
保険会社納付金	一三〇、七〇三
補償収入	一三〇、七〇三
特別會計ヨリ繙入	一三〇、七〇三
公團體工事費分擔	一三〇、七〇三
金借研究獎勵金受入	一三〇、七〇三
源泉一般財入	一三〇、七〇三
公債前年度剩餘金繙入	一三〇、七〇三
臨時部合計	一三〇、七〇三
法人人税	
地	一六四、八七一
營業収益税	三一三
法人資本税△	四五、二四四
資本利子税△	九〇、五一〇
法人資本税△	四二、七二三
配當利子特別税	一五、四〇七
利益配當税△	二〇、一二三
公債及社債利子税△	四六、七六四
公債及社債利子税△	一、四三六

歳入総計	九、三八八
外貨債特別税	九、三八八
相撲酒清涼飲料業	一、三八四
鑑糖砂糖消費稅	四、一四五
織物消費稅	八三、二三四
揮發油稅	二、一四三
遊興飲食稅	二〇、四七四
引場稅	一〇、〇七一
利得稅	一、七四六
臨時利得稅	二八、九五二
計	五三、二七八
五二七、五一九	

法人營業稅	一〇〇、〇七八
個人營業稅	三〇、四九六
計	七六、五六五
震災善後公債	一、五、一五
道路公債	一三、六六九
歳入補填公債	一、六五四、九九三
計	一、六七一、一七七

なほこの外に、税制改正に伴ふ印紙收入の増加五八
千圓と地方分與稅分與金特別會計に於て收入すべき租稅
があるから、これ等をも合算すれば、今回の増稅額は六
〇四、六六五千圓といふことになる譯である。

和稅以外の普通歲入のうち増加した主要なものは富業及
官有財產收入のうちの森林收入、專賣局益金等である。

次に昭和十五年度に於て歳出豫算の財源たるべき公債
は次の通りである。

震災善後公債	一、五、一五
道 路 公 債	一三、六六九
歳入補填公債	一、六五四、九九三

主な特別會計豫算

以上一般會計豫算の概要を説明したのであるが、次に
特別會計豫算について簡単に紹介しよう。特別會計の數
は現在臨時軍事費及び臨時陸軍材料資金を加へて四十二
であるが、昭和十五年度には更に政府出資、陸軍航空工

青島會談の經過

内閣情報部

汪精衛の新中央政府樹立運動に一進化を劃すべき青島

會議は、一月二十三日から開催された。この會議は、新中央政府の母胎となるべき中央政治會議の組織及び新中央政府

樹立の大綱その他新支那建設の基本的な問題について、汪精衛の純正國民黨及び既成政權たる臨時維新兩政府との間完全な意見一致に到達するため、汪精衛が主宰して青島で開催したものであるが、これと時を同じくして蒙古聯合自治政府首席總理の代理たる李守信將軍も青島に來つて汪精衛側と會談し、同政府と新中央政府との新關係設定に關する基本約定に調印した。會議は頗る圓滿順調に進行し、二十六日至つて總ての問題につき完全なる意見の一致を見て終了したので、とりあへず現地よりの報道を基礎とし

て會議の經過を述べることにする。

青島會談に至るまで

次中央執行監察委員會會議（一中全會）を開催し、黨内部の組織及び宣傳その他に關する件を決定し、各黨各派と協力して新中央政府樹立を議すべき中央政治會議に對する國民黨側の準備を討議した。國民黨自體に對する工作は六全大會及び一中全會を以て一應の段落を告げ、國民黨は茲に純正國民黨として改組せられ新中央政權構成の有力なる一母體として更生するに至つた。

南京會談 汪精衛は九月十九日より三日間に亘り南京に於て王克敏、梁鈞志と會同し中央政治會議開催に關する具體的協議を遂げた結果完全に意見の一致を見た。各黨各派中國青年黨、國家社會黨等に對する連絡も順調なる進展を遂げ、無黨無派たるべき各政客、實業家、教育家等の參加は勿論、重慶内部に在りても本運動に合作するの要人續出し、その軍隊中大部は汪側にその聯絡者を派遣する状況となつた。これによつて見ても如何に四億民衆が汪精衛の和平反共建國運動に共鳴してゐるかが察せられる。尙ほ一言附言したまは吳佩孚との關係である。吳は率先して和平救國に志し和平救國會

（前略）九月五日中國國民黨第六次全國代表大會第一

の首領として北支民衆運動を主唱し主として開封を根據として雜軍の回収に任じ、あつたが、汪精衛の蹶起を知りこれと合流すべく兩者の間に再三所信の交換があつた。然るに過般急逝したのは正に出現せんとする新政權に取つて一大損失であつたが、この一派は新たなる組織に於て依然吳の遺志を繼ぐべきものと信ぜられる。

青島會談 阿部内閣成立に當り、汪精衛は日本中央部と聯絡せしむるため十月一日周佛海を東京に派遣した。周は速日政府要人と會談して日本帝國不動の決意を再確認し欣然として歸還した。其の後日本政府との間に中央政府樹立に關し各種の事項を協議し協調を得るに至つたので今回臨時、維新兩政府首腦者及び蒙古代表を青島に招致して中央政治會議開催に關する打合せをする事となつた。

青島會談の經過

二十三日

を見たり、尙其の際汪精衛氏は法統問題につき説明せり。

蒙古聯合自治政府首席代表の代理たる李守信は、午前十時迎賓館に來着、汪精衛の代理たる周佛海と會談した結果、汪精衛側は蒙疆地域の高度防共の必要を認めたこと、蒙古聯合自治政府側が來るべき新中央政府樹立に協力参加すべきことの二點を決定、周、李兩氏は蒙疆聯合自治政府と新中央政府との新關係設定に關する基本約定に調印した。周佛海との會談を終つた後、李守信は汪精衛と面會して挨拶を述べた。一方王克敏も午前十時、汪精衛を訪問して挨拶を述べた。かくて正午汪精衛は、王克敏、梁鴻志、李守信の三氏を主賓として迎賓館食堂に於て午餐と共にし、和氣嵩々の會談がはづんだ。

二十四日

二十四日午前十時より、迎賓館に於て汪精衛、王克敏、梁鴻志三者鼎坐の第一次會談が開催され、午後零時半散會したが、散會後次の如きコミュニケが發表された。

本日午前第一次會談に於ては中央政府樹立大綱及び政府の名稱、首都、國旗問題につき協議したるが、いづれも意見の一致

如きものであつた。

事變逐次鎮靜し全國の力量を集中して中央政府を樹立せんとするに當り吾人の考慮すべきは即ち法統問題である。蓋し茲に全國統一の中央政府を樹立せんと欲すればその方法として二つあり、その一は舊法統を破棄して新法統を樹立する方法である。右は即ち革命の方式にしてその



談會の室で會議館賓室にて
左から王克敏、梁鴻志、李守信

事たる不可能ではないがその必要なしと信する。何となれば今次の事變はその事が過去に於ける国民政府の政策

めに起きたのではない。

今日時局を收拾する目的は外に對して和平を求むるにあり、決して内に對して革命を求めるものではない。政策の當を失せる所は素より充分之を改むべく、政制にして多少の缺點あらばこれ又適當に改正して可である。この際根本的にこれを覆して、徒然に混亂を惹起する必要はない。故にこの必要なしといふ所以である。

其の二は舊法統を繼承し、少しくこれに修正を加ふる方法である。過去に於ける国民政府の法制が非難せられる事がありとすれば、それは全國の政治を推進すべき中央政治委員會の構成分子を中國國民黨の中央委員のみに限り黨外人士の參加なく、自然一黨專制の譏りを招く嫌ひがある點に存するのである。昨年中國國民黨第六次全國代表大會に於ては右制度を改革すべき旨決議し、大會の宣言に於ても又その趣旨を明らかにした。從つて今後中央政治委員會は國民黨一黨の獨占する所とならず、その他各合法政黨及び全國の賢能の士をいづれも法によりこれに參加して相協力して政治を議することとなるのである。かくて

の當を失したるによるものであつて、政制の良からざる爲

法により中央政治會議の決議に基づき改組せんとし、從來通り政務を執行して和議を完成せば、法統、政策、いづれも遺憾なきを期し得べく且つ最短期間に國民大會を招集し憲法を制定し憲政を實施せば、輕車熟路を走るが如く極めて順調に進むことを得べく、これを頻々として政制を改むるに比較すれば、寧ろ計の得たるものといふべきである。

また三民主義の解釋に關しては、汪精衛は、新聞記者團に對し左の如き談話を試みて其の所信を明らかにした。

三民主義は救國主義である。蓋し三民主義なるものは中國を半植民地の地位より解放し、以て國家の自由平等を獲得せしめんとするものであるからである。民族解放といふ點では即ち民族主義であり、政治解放といふ點では即ち民權主義であり、經濟解放といふ點では即ち民生主義である。

三民主義が救國主義であるといふことは以上の通りであるが、三民主義は又大亞細亞主義にも世界大同主義にも相通する所信に基づきこれを明確解釋するに努めた譯である。

二十五日

二十五日の會談には汪精衛以下國民黨側、王克敏以下臨時政府、梁鴻志以下維新政府各代表が出席、先づ汪精衛より最近の日本側との交渉経過を報告、各代表の誤解を求めた後、中央政治會議組織辨法を上程可決し、中央政府樹立の時期、政治委員會組織の件、新中央政府機構等に關する諸問題につき意見交換を行つた結果、いづれも意見の一一致を見、汪精衛に於て適當の時期に中央政治會議を招集し、これ等諸問題を同會議に付託して正式に決定することとし、また中央政府樹立後は直ちに憲政實施に關する委員會を設置、速かに憲政期に入るべきことを決定した。なほ現在臨時政府の統治してゐる領域に關する政治形式の問題についても討議され、意見の一致を見、北支の特殊性が確定され、

するものである。何となれば三民主義の本精神は中國固有の道徳より出でたるもので和平を以て其の信條となし、侵略主義をとらないからである。

故に所謂大同であつて霸道ではない。即ち中國は先づ自己の修養によつて自ら自由平等の域に至り、而して初めて東亞の一員となり世界に伍することが出来るといふ建前である。之即ち「修身齊家、治國平天下」に合致するものである。

孫先生長逝後との黨との間に於て三民主義の見解に對し不一致の點を生ずるに至つたが、之は獨り三民主義に於て然るのみならず、凡そ一つの主義といふ物が流行した場合かくの如き現象を呈せざるは第稀であらう。その原因を察するに當外の者の誤解に基づく所も勿論あるが、共產黨員の曲解に至つてはその弊最も甚だしいはねばならぬ。故に正しに三民主義の解釋といふ事はこの際極めて必要なことである。

そこで民族主義は狹隘なる國家主義でないといふこと、民權主義は個人の自由主義でないといふこと並びに民生主

二十六日

二十六日午前は王克敏、梁鴻志は個々に汪精衛を訪問、又臨時維新兩政府の軍隊及び事務官吏の處理についても協議され、これらは勿論新中央政府に引継がれることとなつたと報せられてゐる。

汪、王、梁の聲明

青島會談終了に當り、二十六日午後次のやうな汪精衛の

聲明及び王克敏、梁鴻志の共同聲明がそれ／＼談話の形式で發表された。

汪精衛の聲明

昨年九月末南京に赴き王委員長梁院長と會見、時局收拾の辦法について協議いたしました所、大體和平の實現と憲政の實施とに重點を置くべしといふに意見一致し、

第一次會議としては相當の成績を挙げた次第であります。今回更に第二次の會議を行つたのであります。その結果は極めて圓満であります。中央政治會議の組織につき相互に同意するに至りました。この中央政治會議なるものは中國國民黨、各既成政權、各既成政黨、全國賢能の士と聯合し協同して組織するもので從來不統一にして相疎隔せる弊を一掃し協心戮力、以て時局收拾の責任を負擔し和平の實現と憲政の實施とに關する原則を定め、之により誕生すべき中央政府に對し其進行上執るべき態度を示さんとするものであります。これより以後全國國民は必ず一心一徳この共同の目的に向つて前進し、外に

せられたる對外、對内施策の諸問題はいづれも吾人の日夕希求してこの實現を望みし所、全國賢能達識の士も必ずや深くその苦心を諒としてこの大業を翼賛助成するに至らん。復興は將に近きにあり。吾人之を翹望して已まさるなり。

青島會談の成果

前述の經過を要約すると、青島會談に於ては汪精衛側と臨時維新兩政府側との間に、新中央政府の先驅たるべき中央政治會議の組織及び新中央政府の樹立の大綱、新中央政府は國民政府の法統を繼承すべきこと、新中央政府の基本イデオロギーたる二民主義の解釋、政府の名稱、首都國旗の問題、新中央政府の機構の問題等につき完全な意見の一致を見、又蒙古聯合自治政府と新中央政府との新關係が確立されたわけである。かくして支那新中央政府樹立の運動はこゝに劃期的な一進展を見たもので、汪精衛は、更に各黨各派、無黨無派の重望の士とも糾合した上、本會談で決定された中央政治會議組織辦法に従ひ、いよいよ中央政治會議の招集に邁進する段取りとなつた譯である。

對しては中日親善關係の樹立に努力すると共に各友邦と國交を敦睦ならしめ、内に對しては戰後の建設に努力し政治の公明を圖り、人民の苦痛を解除するに至るべきを信じて疑はないものであります。この點より見て今回の青島會談は實に平和運動進展に一進化を創したといふべきであります。

王・梁の共同聲明

事變以來臨時維新兩政府は相前後して成立、時世の要望に應へ和平を唱道し、戰敗の後をうけて秩序の回復を圖り、焦土の間に疲弊せる民生の救恤を努め、一年以來交々心力を盡して些か小果を擧げることを得たるも未だ初志を貫通するに至らず、速かに中央政府樹立せられて責任の輕減せらることを切望せるが、幸にも昨年夏秋の候より汪精衛先生南京、北京に臨まれ互に時局に關して商議せるところ難局に處し敢然に赴く精神により吾人を傾倒せしめ共鳴共感措く能はざらしむるものありたり。今や青島會談を経て進んで中央政治會議の開催を見んとす。惟ふに汪先生の談話中に發表

十二月中に於ける 北、中、南支方面綜合戰果					昭和一五、一、二六 大本營陸軍報道部					
					累計					
品	獲	幽	山	北支	中支	南支	北支	中支	南支	累計
交戰セル敵側	遺棄死體	總兵力	捕虜	北支	中支	南支	北支	中支	南支	累計
洋砲	山砲	重機關銃	山砲	三	四	一	一	一	一	三
迫擊砲	迫擊砲	輕機關銃	迫擊砲	三	二	一	一	一	一	三
拳銃	拳銃	全銃	拳銃	四六八	五九	三	三	三	三	西
手榴彈	手榴彈	毛槍	毛槍	三	三	一	一	一	一	三
自動車	自動車	步槍	步槍	五七	五七	三	三	三	三	大九
自動貨車	自動貨車	大九	大九	一	一	一	一	一	一	一
船	其ノ他彈藥	火炮	火炮	一六	一六	一	一	一	一	一
我損害戰死	我損害戰死	大九	大九	三	三	一	一	一	一	三
備考	備考	備考	備考	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九
十二月中ノ主要作戦ハ敵冬季攻勢ニ對スル反撃ニシテ次ノ如シ				一二九	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九
北支方面一長江沿岸、海水下流、及ビ安慶、蕪湖附近、ソノ他				一二九	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九
中支方面一包頭附近及ビ山西省南部同漢陽沿				一二九	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九
南支方面一南京、周邊及び廣東北方地區				一二九	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九

祭祀の制度と本年の紀元節祭

内務省神社局

18

我が大日本帝國は、神國と申す通り、古來神事を重んじ、夙に神祇に關する制度が確立せられ、他邦に見られる特色を有してゐる所であります。明治の聖代以来益々これを整備せられて、今日に及んでゐるのであります。神祇制度の中に就ても、祭祀に關する制度が頗る重要な地位を占めるのであつて、これは畢竟神社存在の目的が祭祀に存するからであります。

社格制度

さて現今の祭祀制度の一斑を述べるに先だつて、社格制度のことと一應述べる必要があります。伊勢に鎮り坐す皇大

神職などに就て差等があるものであります。

いものとなつて居ります。

次に官國幣社以下神社の祭祀に就ては、同じく大正三年勅令を以てその祭祀令が制定せられて居ります。これに神宮、官國幣社以下神社の祭祀制度を申述べるには、宮中の祭祀制度にも言及しなければなりませんが、これは別に機会に譲つて、明治四十一年皇帝令を以て皇室祭祀令が定められてゐることを申すに止めておきます。

先づ神宮の祭祀に就ては、大正三年勅令を以て神宮祭祀令が定められて居ります。これによると、神宮の祭祀を分つて大祭、中祭及び小祭とします。大祭には、新年祭、天長節祭、明治節祭等の山積ある祭祀があります。而して官國幣社の大祭に就ていへば、官幣社の新年祭、新嘗祭、例祭、本殿遷座祭等、國幣社の新年祭、新嘗祭等には皇室より、また國幣社の例祭、本殿遷座祭には國庫より、それ／＼一定の神饌幣帛料を幣帛供進使或ひは地方長官參向の上奉致せられることになつて居ります。

また府縣社以下の神社に於ては、大祭たる新年祭、新嘗祭、例祭に當り、特に指定せられた神社に限り、地方公共團體から定額の神饌幣帛料が供進使によつて奉致せられることになつて居ります。なほ特別な神社として護國神社のことを記しますと、これは府縣社に相當するいはゆる指定護國神社と、村社に相當するいはゆる指定外護國神社とが

19

あり、いづれも官國幣社以下神社祭祝令の適用を受けるのですが、一般神社の大祭の外に、鎮座祭、合祀祭が大祭として認められ、例祭、鎮座祭、合祀祭にはそれ／＼地方公共團體から一定額の神饌幣帛料が幣帛供進使或ひは地方長官（市町村長）によつて奉納せられることになつて居ります。

紀元節祭

さて紀元節祭は、さきにも述べましたやうに神宮、官國幣社以下の神社に於て、それ／＼中祭と定められて居りますが、本祭の主旨はいふまでもなく毎年紀元節の佳節に方り、皇位の大元をかしこみ敬ひ奉りて、寶祚の無窮、國運の隆昌を天神地祇に祈請するのであります。こゝに、顧みて本祭の制定せられた沿革を一言致しませう。

明治五年十一月十五日、太政官布告を以て、
今般太陽曆御頒行 神武天皇御即位ヲ以テ紀元ト被定候ニ付、其旨ヲ被爲告候爲メ來ル廿五日 御祭典被執行

候事略書

と制せられ、こゝに我が國に始めて「紀元」が制定せられました。即ち神武天皇御即位の年を以て我が國の紀元と定められたわけであります。ついで明治六年一月二十二日太政官布告を以て、

来る廿九日 神武天皇御即位日相當ニ付御祭典後宴會被爲行候事略書

と定められました。ついで同年三月七日同じく太政官布告を以て、

神武天皇御即位日紀元節ト被稱候事

と達せられるに及んで、こゝに「紀元節」といふ稱呼が定まりました。神武天皇御即位は、日本舊紀に、辛酉年春正月庚辰朔、天皇即帝位於櫛原宮是歲爲天皇元年。

とあるやうに、辛酉の年正月元日 あります。布告に二十

九日とあるのは、明治六年一月二十九日が舊一月元日に當るからであります。しかし御即位相當日を毎年不變のものに定める必要上太陽曆で逆算すれば、辛酉の年の正月元

日は一月十一日となります。よつて明治七年以來この日を「紀元節」と定められたのであります。
かくの如き次第を以て紀元節が制定せらるゝと共に、この佳節を壽ぎまする紀元節祭が新たに神宮神社の祭祀に加へられたので、これ全く明治天皇の御慮に基づくことと拜察するのであります。明治維新の大業が、神武天皇御創業の古に復るを理想とせられたことと思ひ令すれば、この佳節に際し、日本國民はひとしく聖國の昔を追念し、その御精神を體して愈々皇運を扶翼し奉るべき心を鞏固にして、敬祝の慶びを共にすべきであります。畏くも明治天皇は御製に

もありません。而していま我が國は、興亞の聖戰たる支那事變第四年を迎へ、益々骨碎身の誠を效すべき意義深き紀元二千六百年に遭遇したのであります。我等臣民は、東洋永遠の平和を希求したまゝ大御心のまゝに、愈々忠誠の操志を堅守して、聖業翼賛に盡さねばなりません。

されば去る昭和十四年十二月二十三日、畏くも特別の思召を以て、例年中祭たる紀元節祭を、本年に限り大祭とし、新嘗祭に準じて神宮並びに官國幣社に奉幣あらせらるゝことと定められ、府縣社以下神社に於ても、これを大祭とし、畏き思召を體して地方公共團體より神饌幣帛料を供進することとなりましたことは、誠に意義深いことと存じます。

この時局下に二千六百年の佳節を迎ふる我等皇國民は、有難き思召を奉戴して、この大祭に方り奉祝の誠を效すと共に、舉國一致、億兆一心となつて皇國の隆昌を歎嘆致したのであります。

國はうごかず
(明治四十二年)
と遊ばされて居ります。惟へば現世界は、未曾有の動亂期に際會し、國家の興亡、民族盛衰の運命はまのあたりに展開されてゐます。この秋に當つて、わが日本は世界の山區に立ちつゝ八紘一宇の大理想の下に屹然として潤歩してゐます。この國に生を享けた者としての感激は言ひ盡すべく

X

獻金美談

海軍省海軍
軍事司

一陽來復の新春の獻金風景
を、海軍省獻金係の窓からの
ぞいてみる。…

卷ゲートルにあみ上げ靴、國防色の洋服に大きな風呂敷包を背負つた白髯の老人が霞ヶ關に宿兵係を訪れた。——品川區大井濱川町一〇六七小林市松さん（六十七歳）といふ赤誠家である。

く八千本に止め、一月九日午前、長女井上初子さん(写真)に附添はれて海軍省に出頭、至誠の結晶を獻納した。

この襟布には法華經の經文を、地元の馬込八幡宮の神酒を硯に落した墨で細々と認めた上、池上本門寺で法華經一萬卷を讀誦し、將兵の武運長久を祈念したといふ眞心の籠つたもので、その外に、同夫人の平生潔々尊崇する出雲大社のお守りが一枚づつ包まれ、香をたきこめてある。

なほ襟布八千本のはが、軍艦出雲の艦内にある出雲大社の御神酒料として百圓を獻金されたが、同夫人は從来も海軍並びに陸軍に名数回に涉り、豊名を獻金してゐたこともわ

昭和十四年の正月に、『自分

と、ふと氣がついて、マツチの

法華經淨寫の
潔布を八千木

昭和十四年の正月に、自分で健康ではあるが、老婦た
めに何も出来ないから、せめて軍將兵の武運長久を祈願
しよう」と明治神宮に百日間の日参禱願をした。そして雨
が降らうが、雪が降らうが、
風が吹かうが毎日、早朝に起
きて品川の自宅から、明治神
宮まで徒步で満願の日まで
續けた。
かうして節約した電車賃と
お小遣を、海軍將兵慰問金に
と獻金した。越えて四月明治
神宮参拜の歸途、
自分はまだ大丈夫だ、遊
んでゐては申譯がない。も
う少し働かう。さうして前
戦將兵を少しでも慰めた
い。

市内各所を賣り歩いてその
純益金を厚生省へと獻金し
た。
ところがマッチ不足で一時
中止のやむなきに至つたが、
その後再び特別の事情で配給
が出来るやうになつたので、
又賣り歩き、その純益金を陸
軍省に獻金、第三回目は四十
圓を持つて海軍將兵慰問金に
と獻金係を訪れたものであつ
た。係官も事情を聞いてホロ
リとしたが、同氏は今後なほ
厚生、陸、海各省に六回づゝ
獻金するのだと非常な元氣で
語り、足どりも軽く引あげ
た。

これは愛國の至誠と、つか
意で、いたく係官を感動させ
た例である。

大森區馬込町東二九〇七佐
藤政一代夫人さと子さん(三)
は、事變勃發後間もなく法華
經文を襟布に拜寫したもので、
一萬本、第一線の將兵の護符
として獻納することを思ひ立
ち、孫達の多い忙がしい家事
の暇を見ては、老いの眼に細々
と謹寫しつづけること二年
が困難になつたので、やむな
と、ふと氣がついて、マッチの
行商をはじめた。今度は毎
日大きな風呂敷包を背に、
襟布を八千本
法華經淨寫の

かり、係官も佐藤さんの絶えざる熱意と、ふかい真心とに感激し直ちに現地に送る手續をとつた。

郵送獻金の赤誠

直接海軍省獻金係を訪れる方でなく、郵送して来るものの中にもホロリとするやうな美談が織り込まれてゐる。

その手紙の中から一、二を拾はう。

その一——寒氣身にしむ折から、國家のため荷物下さる兵隊さんのことと思ふ時、安徽として暮してゐられず、自分に當てがはれた仕事に全力を集中して銃後の護りと心が

さる熱意と、ふかい真心とに感激し直ちに現地に送る手續をとつた。

郵送獻金の赤誠

直接海軍省獻金係を訪れる方でなく、郵送して来るものの中にもホロリとするやうな美談が織り込まれてゐる。

その手紙の中から一、二を拾はう。

その一——寒氣身にしむ折から、國家のため荷物下さる兵隊さんのことと思ふ時、安徽として暮してゐられず、自分に當てがはれた仕事に全力を集中して銃後の護りと心が

ものを買はうときめた金ですが、兵隊さんのことを思ふと、間に合せるだけは間に合せなければいけないと思つて十圓を送ります。綢帶の費用にでも使つて下さい。

と書いてあつた。これは横須賀の角田利夫君といふ少年から寄せられたものである。

その二——お國のために働く兵隊さん、さぞ寒いでせう。僕も一生懸命勉強して大きくなつたら海軍の兵隊になり、蔵介石をやつつけます。

と假名ばかりで書かれ、二回封入してあつた。これは

あります。小遣をほつき必要なものです。小遣をほつき必要なものが、兵隊さんのことを思ふと、間に合せるだけは間に合せなければいけないと思つて十圓を送ります。綢帶の費用にでも使つて下さい。

と書いてあつた。これは横須賀の角田利夫君といふ少年から寄せられたものである。

その二——わが軍が敵兵を破りません。これは統後を譲るため新聞配達をしてたまつてをられるのは嬉しくて下さいます。

と少年の氣持を率直にあらはしてあつた。

かうした美談、佳話は獻金、

黙島園の一年生池田照男君で、兄さんの久米男君（六

極東を中心とする航空網

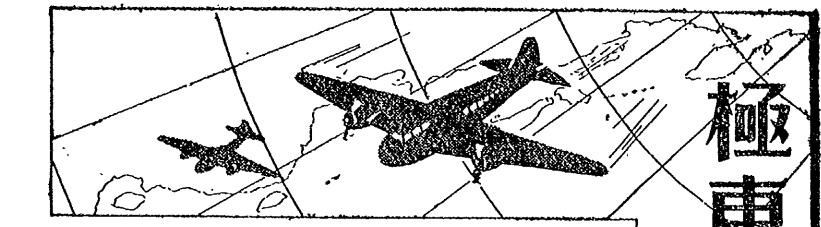
通信省航空局

★ 極東に伸びる。

各國の航空路☆

昨今歐米、東亞の逼迫した情勢は、勝敗の決定的勢力である空軍の質的及び量的な充實がますます緊密事となつて來た。同時にこれと密接不可分の關係にある民間航空の振興が如何に緊要であるかは、第一次世界大戦後、歐米列強が苦しい戦後經營の中にありながら、航空の振興に最も力を注いだ實例に徴しても明らかである。

試みに、最近の世界地圖に目をやると、航空路を表示する空色の線が、歐米の各主要都市の上に蜘蛛の巣のやうに引きめぐらされ、遠く海を渡り、大陸を越えて、殖民地屬領に達してゐる。
今その極東方面へ進出してゐるものだけを擧げても、英國インペリアル・エアウェイズ會社のロンドンリバンコックリシドニー線及びバンコックリ香港線、佛國エール・フランス會社のパリリバンコックリ香港線、オランダK・L・M會社のアムステルダムリバンコックリバタヴィア線及びKNTL会社のバタヴィアリシドニー線、ソ聯邦エアフロットのモスクワリチタリ浦羅斯德線、米國パンアメリカン・エアウェイズ會社のサンフランシスコリホノルルリグアムリ香港線等の多數に上るのである。



航空事業は獨立企業として未だ收支相償^{レバランシング}ふまでに至らないので、各國共多額の補助金を與へて保護助長せしめてゐる。それは、たとひこの部門自體では支出超過^{オーバーブリッジ}とならうとも、殖民地經營上、商權の獲得上、航空の營む重要な作用を強く認識した事によるのである。即ち英國はインドと濠洲に、フランスは印度支那に、オランダは本國の五十倍に達する蘭領印度に、米國はフィリピン群島に對する勢力扶植^{オーバーホール}の動脈として、比較的發達の幼稚な東洋方面に向つて進出して來てゐる。

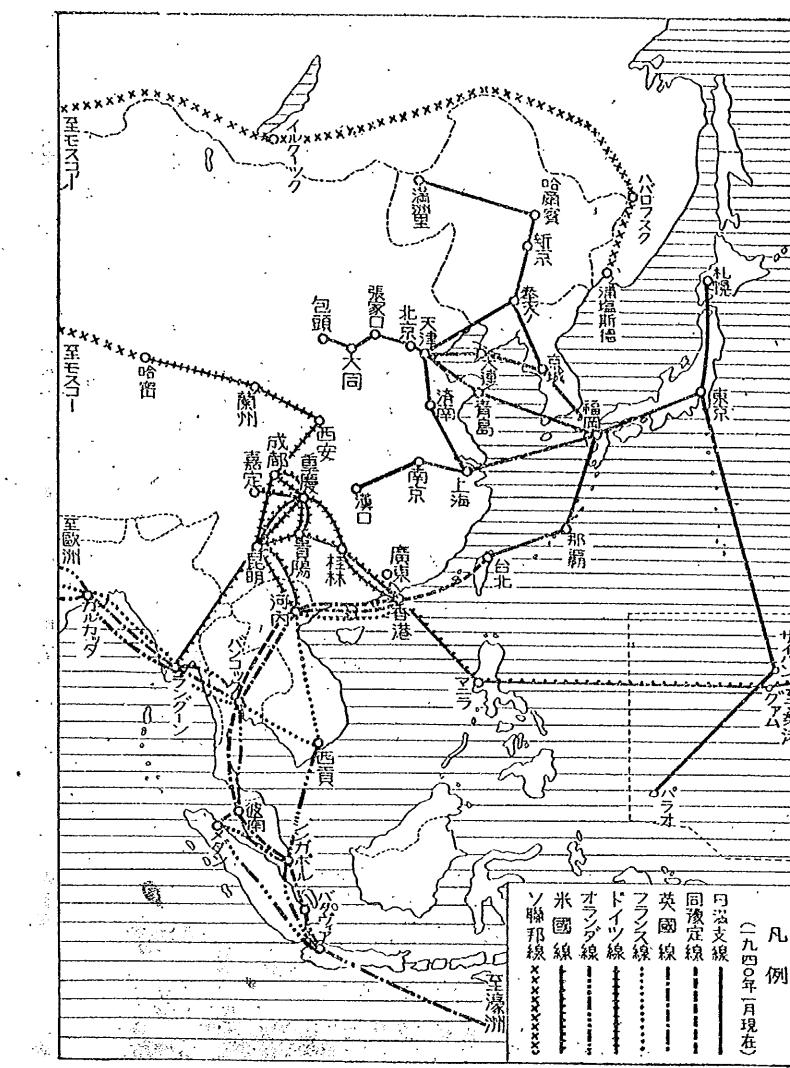
更に支那國內に於ける航空に對し列國が如何に航空勢力の扶植^{オーバーホール}を競ひつたかは、今次の支那事變前の支那に於ける航空事業の全貌を明瞭にすれば容易にこれを知ることが出来る。アメリカは一九二九年、早くも米支合^{アメ支合}の中國航空公司を設立して北京リ青島リ上海リ廈門リ香港の中國航空公司を設立して北京リ青島リ上海リ廈門リ香港

★ 立遅れてゐた

日本の航空界☆

かやうに、政治的、經濟的、文化的に重要な役割を演ずる航空路が、遠く海外から極東に進出し、隣邦支那の重要都市の殆んど全部を、主として外國の飛行機と操縦士の運航に委ねつゝあつたことは、わが國の讀者を慨歎させ、過時ながら北支に對しては、昭和一年日支合辦の惠通航空公司の設立を見、大連リ天津リ北平

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10



26

〔張家口間、天津・山海關・錦州間等の航空連絡に従事し、支那國內航空にいくばくかの寄與貢獻をなしたのである。〕

〔翻つて、わが國に於ける航空事業を見ると、世界大戦に參戰したことは、その體験が直接的でなかつたためか、昭和六年の満洲事變前までは、一般に航空の重要性に對する認識は極めて低く、歐米に於ける航空の發達は尙ほ遠い海の彼方のことと受け流され、まだ國家財政上の關係にも累ひされて、わが國航空事業はまさに寒心に堪へない狀態であつた。他方わが國が未だ一步も國外に航空路を伸ばすこと

とが出来ないうちに、列強は上述の通り、強大な航空網を張つてわが國を包囲しようとする態勢を示し、海外商權の伸張戦に於ても、常に優位を占めてゐるのである。例へば、日本からシンガポールに至るには約二週間を要するのに、歐米列強は地理的には五、六倍の距離にありながら、

航空路を利用することによつて五日前後で完全に航空連絡を行ひ、旅客、貨物、郵便物を運搬し得たため、南洋に於けるわが商工關係者は、各種見本、見積書、設計書等の

送受、機械類の取引に於て、歐米の業者に比して非常な不利に陥り、貿易上多大の損失を蒙りつゝあつた。

★ 滿洲事變と 我が航空界 ☆

しかし満洲事變が勃發すると、軍の作戦に即應してわが航空機は後方連絡に、患者輸送に、縱横の活躍を爲し、事變の解決するに及んで、滿洲航空株式會社は満洲國內の秩序恢復に、産業開發に、寄與貢獻したばかりでなく、昭和十二年六月、日本航空輸送株式會社の東京新京線及び京城大連線の開設により、日滿兩國の首都東京新京間即日連絡が可能となり、朝に東京を發てば夕に奉天、新京、大連

飛行機式四發航行

27

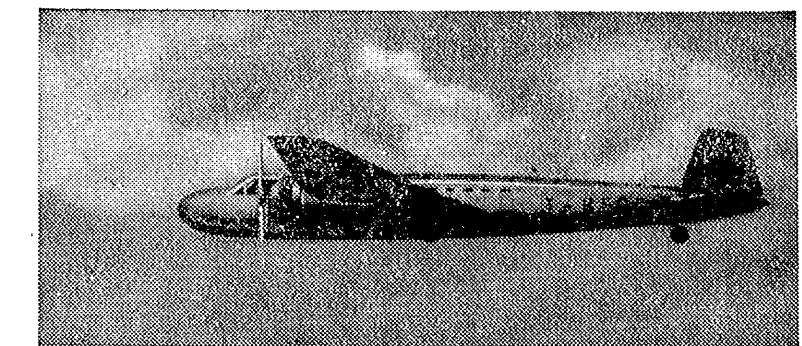
に着くことが出来
るやうになつて、

世人は漸く定期航
空の國防上、政治
上、經濟上に於け
る重要性を認識す
るに至つた。

双発機として持つ特色
は、長遠の距離を
高速度に連絡し得
る點にあるに拘ら
ず、わが國は狹隘
な國土に、他の交
通機關が相當發達
してゐるため、
航空機が高速度交
通機關としての機
能を發揮する餘地がなく、從つて世人が航空機の交
通機關としての重要性について認識不足、或ひは識見の缺
乏に陥つたことは蓋し當然のことであつた。しかし國際間
の航空連絡、特に渺々たる海洋、峨々たる山嶽、または廣漠
たる平原を越える國際間の交通が開けるに至つて、漸くそ
の高速度交通機關としての眞面目を充分に發揮し得るやう
になり、近時的一般的航空に対する認識は漸く昂揚され、
二、三年前とのそれに比し格段の相違を示すに至つた。

★支那事變と我が航空界☆

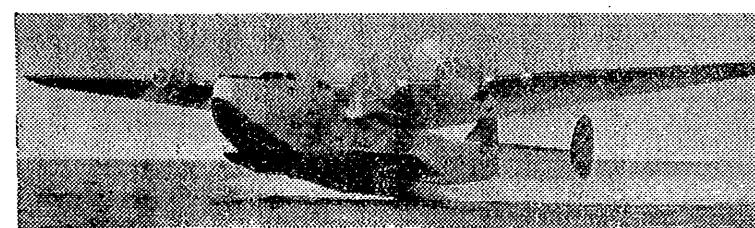
今事變の擴大と共に惠通航空公司は頗る活潑な運航を
實施してゐたが、一昨年十二月中華航空と改稱し、その
資本金は六百萬圓に擴充するに至つた。厖大な地域の支
那國內の政治的、經濟的、文化的諸工作を徹底的に遂行す
るためには、全支を地域的に接近させ、時間的に縮小さ
せる交通機關、特に高速度交通機關の緊急な擴充の必要が、
中華航空をして一躍五千萬圓の國策航空會社たらしめたもの
である。



このやうにわが國の航空事業も、日滿支三國間はもとよ
り、漸く國際的にまで發展し航空事業の政治的、經濟的、
文化的使命を如實に發揮するに至るに伴ひ、必然に航空事
業主體の強化が要請されて來た。そこで先づ國內航空輸送事
業を統制強化するため、一昨年十二月、日本航空輸送株式
會社と國際航空株式會社とを統合して、大日本航空株式會
社の設立を見るに至つたが、航空輸送事業のやうに、收益
性乏しく、しかも國家的公共的重大な事業を單なる民間
會社の經營に委ねべきでなく、官民協力して資金を集め、
これに特別の保護助長を與へ充分な指導監督を加へる必要
があるので、大日本航空株式會社法の制定となり、これに
基づきわが國內及び國際航空輸送事業の經營につき獨占權
を認められ、資本金一億圓、その内政府出資三千七百二十
五萬圓の航空國策會社、大日本航空株式會社が昨年八月
設立され、躍進日本の航空事業擴當の態勢を整へたので
ある。

これと同時に考へられることは、支那國內の航空事業の
體制であらう。從來の支那法人中華航空株式會社では、尾

大な支那國內の航空事業、特に治安維持といふ特殊目的
を持つ支那の航空事業擴當に不充分なりとし、上述の通
りその資本金も一躍五千萬圓となり、これに對し大日本
航空株式會社からも多大の出資をなす外、種々の援助
をなすこととなり、いはゆる姉妹會社の形體を整へ、か
くて日支兩國の航空事業は、運航上にも經營上にも一體化
され、日滿支一體化の指導原則に完全に一致した體系
となつたことは、日支兩國の將來を示唆するものとし
て特に興味あるところである。



→パリクグソイーの航就に線港香コスシンラフサ

★躍進を期待される本年☆

かくて昭和十五年、聖戦第四年目の新春を迎へるに至つたのであるが、本年こそわが民間航空史に「新紀元」を劃する紀元二千六百年にふさはしいものが期待されてゐる。先づ本年は對支航空路中未開始であつた南支の廣東に対する航空路として、近く臺北・廣東線の開始を見ることとなつた。かくて既設東京・臺北間の航空路を利用するときは東京・廣東間二日行程となり、今やわが對支航空権力は北支、中支、南支に及ぶに至つた。更に本年四月からは日満直通（日本海横断）線も毎週二往復就航し、東京新東開僅かに五時間となり、朝食は東京で、晝食は新京でといふ風に、高速度交通機関としての機能を如實に發揮するに至り、こゝに日満支三國間の航空連絡は一應その體系を確立するに至つた。更に南方太平洋に對しては、既に大型飛行艇により東京＝サイパン＝ハラオ間に郵便、貨物の輸送を開始して太平洋に第一步を踏み出し、わが太平洋發展の素地が築かれるに至つたのである。

更に特筆すべきものは、東京バンコック線の開設であつて、昨年十一月泰國の首府バンコックに於て日泰航空協定の調印を了し、多年待望の定期航空業務を開始する日も間近になつたことである。このバンコックとの連絡は前述の歐洲からバンコックを経て極東に延びる英、佛、和諸國の航空路にそれべく連結し、西半球の各國への航空連絡を見る事となつた。かくて歐洲に對しては、僅かに八、九年を以て足ることとなり、又米國に對しても、パンアメリカン・エアウェイズ會社のサンフランシスコ香港線に連絡可能となつたことは躍進航空日本のために力強い限りである。

かくてこれ等諸外國線に連絡して濠洲、蘭領印度等に於ける國際商業戦にも、この東京バンコック間二日乃至三日連絡といふ有力な武器を得たことにより、わが國際貿易の發展に拍車をかけるに至ることは、邦家のためまことに慶祝に堪へない。

★

★

戦時統制物資講座(9) 厚生省

醫

藥

品

ことに主眼をおいてゐる。

戰時經濟統制の強化に伴つて、すべての重要な物資に國家の統制が加へられてきたことは、事變處理の完璧を期する上に必然のことであり、醫藥品についてもこの國策に順應し、その靈活性に關し漸次統制を強化すべきは論を俟たない。しかしながら、醫藥品は醫療上不可缺の資材であり、從つてこれを需要者へ充分に供給することは國民保健上最も重要なことであるから、その統制に當つては、特殊性を充分考慮し、角を矯めて牛を殺すといふやうな手段は避け、最小限度の必要數量を確保するといふ

事變發生以來の醫藥品の需給状況を概観すると、需要は漸増の傾向を示し、殊に大陸への輸出も増大してゐるので、十全な供給を行ふには、相當の生産擴充を圖らなければならぬのである。しかし現在の時局下では、工場設備の擴張をはかることは資材の關係で困難であり、また生産に最も必要な原材料の獲得も十分ではなく、殊に最近の石炭、電力の不足は生産に大きな打撃を與へてゐる有様なので、數ある薬品を莫過なく増産して行くこ

とは到底不可能の状態である。

従つて當面の対策としては醫療上最も重要なものの供

給確保に努力を集中すべきであつて、それには國產薬品などはあらゆる方法で増産を圖り、外國薬品は資金の許す限り輸入し、かつ外國への輸出も適當に制限して國民醫療に缺陷ないやう努めねばならない。その結果、重要医薬品以外のものは自然に生産減退、又は輸入皆無になるものもあるし、場合によつては、政府の命令により製造を制限せることもあるであらうが、事變下やむを得ない犠牲として辛抱して貰はねばならない。一般に、

從來の統制はまだ當局の指導による自治的統制が多いが、事態はこれでは満足できない事情に向つてゐるの

で、今後はいよいよ生産、配給、消費及び價格等に關し、

一貫した國家の統制計畫の下に需給の調整を圖らなければならぬ。

次に醫藥品に関する統制の現況を簡単に説明することにする。

輸入統制

近代科學の進歩と共にわが國の製藥業も急速な發達を遂げ、優秀な醫藥品を下しあり、現在國內で消費される數量の殆んど九割までは自給できる状態である。しかしながら重要醫藥品の中、わが國では原料の全然手に入らぬものや、製法が特許のために製造出来ないものが尙ほ相當あるので、これ等はどうしても輸入に俟たなければならない。例へば、キニーネ、吐根、サントニン、麥角、デオブロミン、大風子、セネガ根、アテブリン、プラスモビン、ザアール等である。

醫藥品の輸入は一般物資同様、物動計畫によつて統制を受けてゐるのであるが、醫藥の特殊性に鑑み相當多額の金額を認められてゐるのである。前述のやうな重要醫藥品の輸入には絶對支障ない状態である。しかし豊富ではあるが、限りある輸入資金を最も有效に使ふには、絶對輸入に俟たなければならないものだけを限定し、他的一切のものは輸入を禁止しなければならない。従つ

て國產の可能なものの、又は國產で代用できるものは當然輸入を制限されることになる。そこで從來相當輸入されてゐたもので今日全然姿を消したもののが少くない筈である。

かく輸入の統制を合理化するため、昭和十三年九月從前輸入品を取扱つた實績のある業者を以て日本醫藥品輸入統制會を結成させた。この會の目的は、月々會員の輸入希望を取りまとめて厚生省の承認を受け、輸入數量を決定の上輸入業者に輸入させ、その品物は全部統制會で購入、會員に配給することにあるのである。たゞ本會の取扱ふ品目は、局方藥品とその原料に限るのであつて、局外の、いはゆる新藥新製剤は個々の業者が直接取扱ふことになつてゐる。なほこの會の今までに取扱つた品目は百八十三種に上つてゐる。

輸出統制

昭和十四年十二月七日、厚生省令を以て藥品輸出取締規則が公布され、特定藥品につき輸出許可制が採用され

た。この規則を制定した理由は、最近醫藥品がドシ海外に輸出されて國內が潤澤する爲めがあつたので、これを適當に調節することにあつた。最近の醫藥拂底の大きな原因は實に無制限な輸出にあつたといつても過言でない。從來醫藥品は一般物價政策に照應し出来るだけ価格の昂騰を抑制するやう心掛けて來たのであるが、その結果は内地より遙かに高い滿洲、支那方面に大量に流れ行ぎ、大陸に必要以上にダブつき、内地が空っぽになるとといふ心配すべき状況になつてしまつたのである。

これをこのまゝ放任しては、いかに國內生産を増大しても追ひつかないので急遽法規の制定となつたのである。勿論この規則は輸出を絶對に禁止するものではなく、大陸の正當な需要に對してはできる限り輸出を許す方針であり、又許可制を適用する品目も必要的最小限度に止めたことはいふまでもない。即ち許可の運用に當つては、供給數量と内地及び大陸の需要とを睨みあはせて決定し、その一方的偏在を防止して行く方針である。

配給統制

醫藥品の需要者に對する最も公平なる分配を期するには、配給機構の根本的改革整備を要することは一般物資の場合と同様である。現在醫藥品の配給系統は實に複雑で、現機構のまゝでは到底合理的配分も出來なければ、開取引の防止も出來ないのである。根本的改革は今後の問題として残されてゐるのであるが、需給の圓滑を期する上には、取急いでその實現に邁進しなければならない。

次に現在實施中の一部の配給統制を述べることにしよう。

(一) 醫藥品原料の配給統制

重要な醫藥品原料の圓滑な配給を圖るため、昭和十三年十一月、製藥者を以て「全國醫藥品原料配給統制會」を組織し、原料の製造業者から一括供給を受け、それを過去の實績により會員に配分してゐるのである。現在まで配給を行つた品目は水銀外十四品であるが、將來漸次増

加する筈である。

(二) 輸入生藥の代用たる國產生藥の統制

事變以來輸入生藥を驅逐するため國產獎勵に努めてゐるが、その蒐集配給の機關を缺くときは、商人の思惑の誘發、或ひは生產品取引價格の低下等を生じ、生産者に不測の損害を與へることがあるから、昭和十三年九月、業界有力者をして國產生藥會（最近國產生藥株式會社に改組）を組織させて國の行ふ國產獎勵に關する實地指導と、その結果増産した生藥の引受及び配給をなさしめることとしたのである。現在取扱品目は龍膽（りんどうの根）、半夏（からすびやく）、石榴皮（さくろの根皮）、晒桔梗根、牽牛子（あさがほの種）、ロート根、コケモモ葉である。

(三) 織入漢藥の配給統制

從來漢藥の輸入も日本醫藥品輸入統制會で一括取扱つてゐたのであるが、特に統制を強化する必要があるので、漢藥だけは昭和十四年十一月から別個に日本生藥統制株式會社で輸入することに組織を變更した。この會

社一括輸入した漢藥は、地方卸商團體を経て府縣毎に設立された、賣藥工業組合に賣藥原料として配給され、又醫藥品原料配給統制會に賣藥原料として配分されるのである。

(四) 國產生藥の配給統制

國產生藥の不足のため最近配給の不圓滑を來す有様で、開取引の弊害の如く、偏在を生ずる虞れがあるのである。

近く東邦生藥統制株式會社を創立し配給の統制を實施する豫定である。本會社は產地生産者から一括購入し、これを全國各地の國產生藥卸商組合に配給し、同組合を通じて更に賣藥製造工業組合、又は小賣業者に適正價格で配給を行ふものである。

(五) 局方ガーゼ及び脫脂綿の配給統制

日本藥局方ガーゼは、その醫藥用途のため純綿製品を認められてゐるのであるが、從來よりもすればガーゼ生地が他に流用される弊が多いので、この製造配給を統制する必要がある。このため局方ガーゼについては、商工省で近く設立する特免織物製造株式會社で製造され

價格統制

醫藥品の價格は事變前に比し漸次高騰を續け、昭和十

三年五月頃は約五割の大幅値上げの状況で、この昂騰の抑制は急を要する事情であつたので、昭和十三年七月中央醫藥品自治統制委員會を組織し、厚生省指導の下に東京、大阪に於ける中央卸賣價格の自治統制を實行させることとした。かくて同年八月から重要局方藥品二百餘について標準卸賣價格を決定し、價格統制令實施まで實行して來たのである。一方小賣價格についてもそれ／＼各府縣に自治統制委員會を設置させ、前記標準卸賣價格を基準として地方小賣價格を決定實施させたのである。これによつて醫藥品の勝勢は著しく抑制されたことは勿論である。ところが、價格等統制令が公布され、從來の自治統制から公定制に變つて來たので、醫藥品も今後順次公定價格を決定して行かねばならぬことになつた。しかしさし當り特定藥品については九・一八價格に代る協定價格を業者に協定させる方針である。

國產獎勵

醫藥品にして國產可能なものは出来るだけ輸入を阻んでゐる。

止して、國內で自給する方途を講ずべきはいふまでもない。この必要から、さきに日本藥局方を改正して出來るだけ國產藥品を收載した外、國の豫算にも特に國產生薬につき少額ではあるが、補助獎勵又は蒐集幹族の經費を計上、國產獎勵に努めつゝある。即ち驅蟲劑として有名なサントニンは年々ソ聯から莫大な輸入をしてゐるのであるが、國產ミブヨモギからサントニンの抽出に成功したので、昭和十三年度以降補助金を交付して北海道、東北方面に栽培を奨励して、行く／＼は輸入を防止する計畫である。又乳糖の輸入防遏のため、北海道に多額の補助をなし、更にセネガ根及びカカオ脂の代用である肉桂脂の原料植物乾肉桂の栽培獎勵により輸入を喰ひ止めよう計畫中である。又蒐集幹族費を計上してウワウルシ葉の代用であるコケモモ葉、ゲンチアナ根の代用である龍膽及び當藥せんぶり、ヤラッパ根の代用である牽牛子、杏仁の代用である桃杷仁、更にロート根、半夏、桔梗根等を極力蒐集させて醫藥の供給に萬全を期す。

節酒はなぜ必要か

——造石高限制と禁酒、節酒運動——

精勤運動と禁酒問題

「禁酒」「節酒」は平時から、保健衛生、社會風教、家庭道德等いろいろの立場から、やかましく議論されてゐる問題です。それが支那事變が始つて以來、國民精神の緊張と國民體位の向上といふ二つの

の部面から、禁酒、節酒の必要が痛感されるやうになり、國民精神總動員運動でもこの問題をとりあげて来ます。

即ち昨年國民精神總動員委員會で決定した「私生活を刷新し戰時態勢化する」の基本方策では、特に第一期の刷新項目として一定の階層（例へば學生、生徒など）の禁酒とか、一定の場所（例へば停車場や汽船の中）の禁酒をとりあげ、

實行に努めてあります。また「體力向上に關する基本方策」の中にも特に「禁酒禁煙、節酒、節鹽の勵行を擧げてゐます。興亞奉公などには特にこの趣旨が非常によく徹底して、カフエーやバーは休業といふやうにまでなつてゐます。

米の減收と節米の必要

かやうに國民精神總動員の禁酒運動は、音々實績を擧げてゐるのであります。

こゝにもつと思ひ切つた、徹底的な節酒運動を起さねばならぬ事情が新らしく起つて來ました。

一方また政府は御承知の通り外國から相當多量の米を買入れて、食糧の確保に努めてゐます。戰爭を遂行するためには、出来るだけ外貨を獲得しなければならぬ際に、食糧米購入のために逆に多額

の資金を海外に流出させしかも他面、貴重な米を、享樂的に浪費される方面的の酒の製造に使用することは明らかに不合理です。こゝに酒の過高制限となつたのあります。つまり今まで一年間およそ四百萬石の米を使つてお酒を作つてゐたのですが、今年からこれを半分ぐらゐに減らさうといふのです。これによつて約二百萬石の米を食糧米に振向け、假りに一石三十圓として六千萬圓の金が海外へ流れ出ないやうにしようといふのです。

解決の捷徑、禁酒と節酒

勿論酒の出来高が半分に減るのですから、酒の需給關係は非常に窮屈になります。そこで政府でも消費の制限や配給の規制についていろいろ苦心してゐますが、その解決の最大の問題は、酒を飲まなくとも済む人は絶対に飲まないやうに

しかし禁酒、節酒といつても、なんでもかでも一緒に「酒を廢せ、減らせ」といふのは不合理な話です。一日の仕事に疲れた人がその疲れを隠すために飲む一杯の酒は、やがて翌日の活動の原動力ともなります。一日の激しい労働にくたくなつた労働者や、農民達の夕に飲む一杯のお酒は出来るだけ確保しなくてはなりません。お酒は先づこの人達に廻さねばなりません。

勿論酒の出来高が半分に減るのですから、酒の需給關係は非常に窮屈になります。そこで政府でも消費の制限や配給の規制についていろいろ苦心してゐますが、その解決の最大の問題は、酒を飲まなくとも済む人は絶対に飲まないやうに

また結婚、葬儀の場合に出す酒、形式的な社交的な宴會など虚禮に亘るものと、生活刷新のためにも、この際断乎とり禁酒、節酒です。

あります。

しかし禁酒、節酒といつても、なんでもかでも一緒に「酒を廢せ、減らせ」といふのは不合理な話です。一日の仕事に疲れた人がその疲れを隠すために飲む一杯の酒は、やがて翌日の活動の原動力ともなります。一日の激しい労働にくたくなつた労働者や、農民達の夕に飲む一杯のお酒は出来るだけ確保しなくてはなりません。お酒は先づこの人達に廻さねばなりません。カフェー、バー、料

理店などでの懶惰、怠慢、豪華な宴會等

は、生活刷新のためにも、この際断乎と

して廢める必要があります。盃酒の中へ

無駄に酒を棄てる盃の躊躇は、衛生上か

らも廢止の必要が痛感されてゐます。

現地の將兵すら節酒
會に流すことになります。明年度から現要するに酒は一部の人々には慰安品となり、生活の糧にも近いものです。これに反して濫費されると幾多の害事を社會に流すことになります。明年度から現

先づ節酒すべきは享樂的方面または儀禮的方面に無駄に消費されてゐる酒で

が、この濫費される方面的消費を慎みさ

す。戰時下のいま、心の緊張を缺くと指

揮を受けるやうな酒の飲み方は絶対に廢

してでも配給せねばならぬ方面への供給も

めねばなりません。カフェー、バー、料

確保出来るわけです。

あるビール、洋酒、焼酎等の消費も節約せねばならないことは勿論です。かうして少くなつた酒を出来るだけ有效な方

面へ振り向けるやうにして、一方戦時下にふさはしくない醉態

を避けながら消し去つて、戦時態勢を一段と強化することが出来れば、強力日本建設のためにも、新東

亞建設のためにも意義深いものがあるの

あります。そこで、戦時態勢を一段と強化することが出来れば、強力日本建設のためにも意義深いものがあるの

あります。これに比較すればわが國の禁酒、節酒運動などはまだ手ぬるいと

フランスでも、同様な措置を取つたのであります。これに比較すればわが國の禁酒、節酒運動などはまだ手ぬるいと

あります。これに比較すればわが國の禁酒、節酒運動などはまだ手ぬるいと

節酒と戦時態勢の強化

酒の消費を節約する以上、同じ酒類で

聞くえますが、生産

寫眞週報

第百一號（二月三十一日發行）

☆表紙 米内首相 ★米内閣の陣容
★鎌倉丸ドイツ船客致事件 ★廢州を守る
★鎌倉に打ち寄す銃後の心
— 鎌岡の大火は早くも復興へ —
★東京市民ハイキング
★炭焼奉仕 ☆讀者のカメラ
★讀物ペーパー
△時局の動き △新兵器のはなし
△百億預算とわたしたちの生活
△浅間丸事件と政府の方針
△お嬢さん奉仕隊の報告書
△混食料理のおすゝめとその獻立
その他種々な文藝、漫畫等



浅間丸事件について

外務省情報部

客を拉致し去ったのである。

從來、わが國は、一九〇九年(明治四十二年)のロンドンにて横濱へ歸航の途にあつた日本郵船會社の浅間丸は、二十一日午後零時五十分頃、千葉縣野島崎沖三十五浬の地點(東經一百四十度三十一分北緯三十四度三十四分)に於て、一英國巡洋艦から停船を命ぜられた。そして、この英國軍艦は士官及び水兵數名を淺間丸に派遣し、國際法上の權利に基づくと稱して詳細な理由を説明せず、且つ同軍艦の艦名さへも明示することなく、ドイツ人船客二十一名の引渡しを要求し、浅間丸船長はその要求を拒絶したにも拘はらず、英國軍艦はそれを押し切つてドイツ人船

にして去る一月上旬、英國當局は我が國に對し非公式宣誓第四十七條たる「中立國船舶上から拉致出来る者は現に軍籍にある交戦國人に限る」といふ國際上の一般的原則に據つてをり、それに反し英國は、第一次大戰當時、封鎖強行の必要から一九一四年(大正三年)十一月に「俘虜となすべきは十八歳以上五十歳以下にして軍役に服しえべき體格を有する一切の男子を含み、旅客たると船員たるとを問はずひとしくこれを俘虜とすべし」といふ訓令を發した事もある通り、廣義の見解を主張してゐたのであつた。

そして去る一月上旬、英國當局は我が國に對し非公式

に、「ドイツ人の技術者ならびに徴兵、通商者を乗船させないやうにしてほしい。もし日本船がそれらドイツ人を乗船させる場合、英國はそれらドイツ人を船から拉致する権利を留保するものである」と申入れて來たが、わが國はこれに關して「英國の申入れは承認出來ず。わが方の見解として

に知つてゐた筈にも拘はらず、突然に、しかも我が國の近海に於て、英國軍艦が日本の船舶に對し前述のやうな強行措置に出たことは、英國として重大な非友説的行為を敢へて犯したものに外ならず、ために我が當局は事態を極めて重視したのであつた。

即ち、英國軍艦の浅間丸に對する措置は頗る不穩當であるとの意見に一致し、二十二日夜クレーギー英國大使を外務省に招致して、谷外務次官から次の要旨により帝國政府の見解及び抗議を申入れた。

一、英國軍艦は、浅間丸船長がドイツ人船客の拘留を拒絶したにも拘はらず、國際法上の權利と稱し一方的見解を以てそれを押切り、拘留措置を強行した。

一、中立國船舶に對し引渡しを要求出来るものは、敵國軍に編入されてゐる者に限ると云ふロンドン宣言による原則を採用してゐる我が國と、英國側との見解に差異のあることを十分に知つてゐる英國側が、そのやうな慣例を堅持する旨を英國へ申送つておいたのである。

このやうな行爲により英國側は我が國の態度を十分



英國側の根據ある十分な説明を要求し、且つ抑留されたドイツ人の引渡しを英國政府に要求する権利を留保する。

一、今回英國側の採つた處置は我が國の輿論に甚大な衝撃を與へてをり、今後このやうな行爲が繰返されぬよう日英國交の大局から英國側の深甚な考慮を要請する。

なほ抑留されたドイツ人については「引渡し要求の権利を留保する」と申入れたのは、抑留されたドイツ人が現役の軍人であるかどうかの問題について、未だ英國から何等の説明がないためである。

次いで二十三日、更に有田外相からクレーギー大使に對して、前夜谷次官から同大使へ手交した申入れと同様の嚴重な抗議を行ひ、帝國の輿論は著しく激化してとなり事態は極めて重大な旨を述べ、英國側が淺間丸臨検事件のやうな不祥事を再び惹き起さぬやう、深甚の考慮を拂はれたい旨、重ねて帝國の見解と決意を表明したのである。

さて、わが國と見解を異にする英國側をして非友誼的な行爲を犯させたところの、

公海に於ける中立國船舶を上の敵人抑留について、

從來各國はど

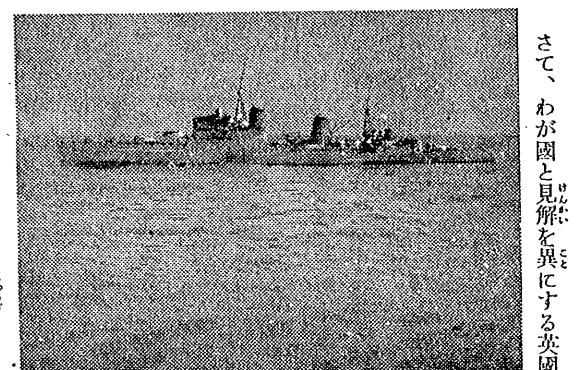
巡んな見解に據

命じたので

先づ英國を

見れば、現在

でこそ「敵人抑留」について廣義解釋の立場を固執してゐるもの、曾ては現在と全く反対な見解を主張してゐたのである。



即ち、去る一九〇九年(明治四十二年)、ロンドン海戦法規會議が開催された當時までの英國は、「軍人であると否とに拘はらず公海に於て中立船上から敵人を拉致することは出來ない」といふ見解に據つてゐたのである。ついで同年のロンドン宣言に於て、列國の慣行と諸學說との折衷により、
兵水
「中立國船舶上から拉致出される者は現に軍籍にある交獨人戰國人に限る」旨が定められた。英國は從來の慣行をひるがへし、敵國軍に編入されゆる者(即ち現役の軍人)のみに限り公海の中立船上から敵人の拉致を認めるに至つた。

その後世界大戦の勃発となり、ベルギー及びフランス

へ進入したドイツ軍が、兵役の義務を持つ者をすべて俘虜としてゐるといふ理由で、英國は一九一四年(大正三年)十一月一日付の通牒を發し、中立船上の兵役義務を持つ一切の敵國人を俘虜とする旨を主張するに至つたのである。

フランスも一八六一年のトレンント事件當時は、現役の軍人以外には公海の中立船から拉致することは出来ないと云ふ説を稱へてゐたが、一九一二年に至り、たゞ兵力に編入されずとも十八歳から五十歳までの敵人は、軍事行動に關係のある任務に從事させない旨を書面で約束されてない限り、中立船上から拉致し得ると主張し、世界大戦に際し一九一四年十一月三日付の通牒により、中立船上から豫備兵役の敵人をも拉致する事となつた。

そして世界大戦に於ける英佛側のこのやうな一方的主張による中立船の敵人拉致行為は、ドイツ、オーストリアはいふまでもなく、當時中立を保つてゐた米國から嚴重な抗議を受け、就中米國の抗議に對しては譲歩し、拉致した敵人の全部又は一部を釋放したのである。(米國が後に至

り参戦したのでその機となつた事件も多い。

ドイツは、一九〇九年の捕獲規約によつて、豫備役にある者は又は義勇兵にならうとする者が、召集又は募集に応じるためその途上にある場合は、「敵國軍に編入されてゐる人員」と見做されない旨を明言してゐるが、これはロンドン宣言の趣意に異ならないのである。

イタリアは、一九一五年に至り、中立國船上にある敵の兵力に屬する者のみならず、敵の兵力に加はる意思を持つ者も、拉致出来るといふ規則を制定したのであつた。

三

以上のやうに、「公海に於ける中立船上の敵人抑留」についての解釋は國によつて相違してゐり、且つ同一國家と雖も自國の都合によつて一方的に其の主張を改變して來てゐるのである。又ロンドン宣言が條約としての效力を發生してゐないのは周知の通りであるが、本問題に関する其の規定は全世界主要國の主張を折衷して定められたもので、學說上に於ても極めて妥當視されて來たもの

である。そして過去に於て之に反する態度を探つた交戦

國は必ず中立國から嚴重な抗議を受け、結局之に屈せざるを得なかつた。従つて此のロンドン宣言の原則は少くとも國際慣行上は確立されてゐるものと言へるのであつて、交戦國が一方的に之に反する主張をして、中立國としてこれを認めることが出來ないのは當然である。従つて國際慣行を以て淺間丸に對する措置を理由づけようとする英國の主張は明らかに不當と認めざるを得ない。ロンドン宣言の規定にわが國の海戰法規も準據してゐることは前述した通りである。

いづれにしても、英國側は我が國と見解を異にしてゐるのを知りながら、しかも我が國の極めて近海に於て、敢へて淺間丸問題を惹き起した非友誼的行為の影響は重大と云はざるを得ない。帝國政府としては、英國側今後の出方を嚴重に注視しつゝ、正式回答を待つて適宜の處置をとることとなつてゐるが、わが方の提出すべき要求はあくまでも貫徹を期するといふ、強硬決意を以て交渉を進めてゆく方針を堅持してゐるのである。

臨 檢・訊 問・抑 留・拿 捕

浅間丸の臨檢事件、龍田丸の訊問事件が最近相つて發生したが、これら臨檢・訊問及び抑留、拿捕などは、いかなる國際法に基つて行はれるものであるかについて、簡単な説明を加へてみよう。

まづ戦時に於ける臨檢についていへば、これは戦時に於て交戦國の軍艦が、いづれの國の商船たるを問はず、交戦権の作用として行ふ権利に基づくものである。従つて、この権利の行使が適當に行はれる限りは、一般に國際法で許されるところのものである。

こゝに注意すべきことは、臨檢を行ふ権利は軍艦に限られること、臨檢の目的物は私船であつて、中立國の軍艦を臨檢することはできない。臨檢される私船の中、中立國

の私船でも、それが本國軍艦によつて護送中のものは、これまた臨検せぬのが慣例となつてゐる。

臨檢の場所は、中立國の領海外、即ち公海、或ひは條約慣例により戰闘行為を禁ぜられた場所(例へばスエズ運河、ダーダネルス海峡等)以外では何處でも行へる。臨檢の目的は、本来、嫌疑あるものを臨檢する例とある。

あるから、戰場から餘りに遠隔の地で臨檢するのではなく、そのため約束によつて臨檢を行はねこととした例もある。又、中立國の近海に於て臨檢の手續としては、まづ嫌疑をかか、禁制品を積んでゐるかどうか等を調べ、抑留又は拿捕の必要の有無を判断することにある。

次に臨檢の手續としては、まづ信號旗又は汽笛を以て傳達する。夜間は信號旗又は汽笛を以て傳達する。天氣の悪い場合は軍艦旗の上に白燈を掲げて示す。天氣の都合で意を通じ難いか、或ひは商船が信号に應せず信號せぬ時は空砲二發を連發し、なほ必要があれば船首の前方に、實彈を命中させぬやう發射する。それでも應しな

い時は船檣^{ふなぢやう}を攻撃し、更に必要なれば船體^{ふねたい}を射撃する。

査し、その上で船の行爲、積荷乗員に嫌疑があるかを確かめる。このとき船長が船団書類の提出を拒めば拿捕されても仕方がない。臨檢し、書類を検しても、なほ嫌疑ある場

で、没収などを目的として行ふのである。抑留は、軍艦の實力を以て敵の使用を妨げ、後日の證據とするためとか、軍事上の必要から、後日上級才官を糾査するに備へて、後日上級才官を糾査するに備へて、

46

都合や、敵の妨害攻撃の危険ある時は、臨時検港や島影などに連行することもある。

合には、積荷、乗員などを直面調べてよい。その時に人員不足ならば、軍艦から補助員も呼びよせ得る。捜索の時は必ず船長かその代理人を立合はせ、閉鎖した場所を開くには、立合人の手で聞く。尤も要求に際してそれを拒めば強力で聞くか拿捕できる。

かれ、街口邊防の便り一時休止
おくことである。搜索の結果なほ嫌疑が晴
れず、船長の辨明を聞いても、なほ充分である
理由があれば、拿捕又は抑留するのである。
龍田丸の如く誰何されたものは、行先を
船名などを訊ねられるのであるが、こち
らは船名を尋ねるにま入らない。誰何

場合、士官補助員は服装の一部と看做される帶類は許されるが、端襤員は武器を携帯しないことが例になつて居る。尤も商船側には、に抵抗の氣配が見えるやうな場合には、自

また船員に質問することも許されてゐる。臨檢または捜索の結果、嫌疑が晴れて立去る場合には、一定様式に依つて、その船舶備付の航海日誌に、日時、場所、船名、船長名、臨檢士官名を記入せねばならぬ。これは商船から要求なくともなすべきでござるが、國によつては(例へば米國)艦名の記

臨檢等は平時にも行はれることがある。今
平時に公海で臨檢し得る場合をあげると
一、國旗濫用禁壓のため
一、領海内で違反行為のあつた船を公
内まで追跡して行ふとき
一、海賊防壓のため

は出来ない。纏梯子を降してやる程度のことである。尤も船長の自殺行爲は論外らんがいとみらしる。

入はせぬことになつたものもある。
臨檢、捜索には、また神節^{じんせき}を重んずる
が必要とされてゐる。
拿捕^{だくしょ}といふのは、その船を軍艦の檍内^{ひやうち}に

一、海軍電信係 治業仕組だとの事
な約束で調べるとき
一、自衛権に基づいて行ふとき
などの場合である。

卷之三

や田常の遊び等に取材し、これを盛り

上
卷

文部省推薦圖書　|　兒童向一
◇童書叢書良寛さま（大坪草二郎著）本

品な幼兒語や、快い繰返しの音聲的効用を以てした明るい健康な童話集である。刺一九六頁 定價九角錢 送刊六錢 發行東京實業社 小島町一ノ二七 金の星社 振替東京一四六七八九

昭和十五年一月三十日印刷發行
週報
編輯委員會
東京市麹町區永田町
内閣總理大臣官舎内
印 刷 局

までの三十二篇が收められてゐる。そ
かな童心を以て子供に親しみ深い良
魂に觸れさせることは意義深いもの
である。二つ目は今日七校内外、「と題

（第六十五回）
行局編 本年報は昭和十三年に於ける
行 信託會社、無業者、有價證券割
業者、市街地信用組合及聯合會、
合中央金庫、商工組合中央金庫、恩給会、
庶民金庫等の状態及び事業内容を各種記載し、
計に表したものである。篇幅三二頁、定价一元。

東方有好日本國之貿易
銀販組合會
統一價定一部
五、外國錢(送科料)
〔外國錢送科料依各國
是委託便依一部半數
鈔票之額度希望の方は一部五錢(外國錢送科料
上依該國之額度半錢)の割合を以て前金を送
へ御申込み下さり
〔特大號の場合は其の都度御拂込金より差額
お申受けさせ
お申受けさせ

淡々とした筆致は、又よくこの聖僧の
を素直に表現し、兒童に清純な感銘を
る、小學校高學年の兒童に適するもの
ある。(四六九一六二頁 言賀一朗)

格へあす東四が
八〇錢 送科内地一四錢 發行內閣印刷局
◇金融事項參考書一昭和十四年四月一(大藏省
局編)本書は同局に於て執務の便に供
ため、金融事項調査に必要な各種の法
集録したもので、左の十八項目に分け
七十餘の統計表を收めてゐる。
通貨、金庫、外國通貨、資本、銀行其他の金融

申中所込財を百のる

著者が當て出した「童話集(東宣室)」の総篇であるが、前著とは關係の少い寧ろ獨立した本で、良癮の生涯をやゝ系統的に記した本的童話であり「子供の頃」から「お彼女」までの三十二篇が收められてゐる。その豊かな童心を以て子供に親しみ深い良寛の魂に觸れさせることは意義深いものである。この書は今日比較的數少い良寛を描いた童話の中、その生涯を系統的に童話化した點と、又話の一つ一つが獨立した短篇童話の形になつてゐる所に特色があり、淡々とした筆致は、又よくこの聖僧の風格を素直に表現し、兒童に清純な感銘を與へる、小学校高學年の兒童に適するものである。(同六九二六〇頁 定價一圓 送料一〇錢 発行東京市神田川越町第一〇古今書院 振替東京三五三四〇番)

オアフ島空襲の記録

内省海軍省陸軍省文部省厚生省
日本放送協会

株式会社人法團

近日發行
の凡ゆるが思切平易に詳説されるのである。詳細内容見本要請
鈴木八郎編

Firstの使い方

最も優れた
使ひ良いカメラ

自動撮影器付
ボディリース式
各種
F 4.5... ¥85.より
F 8.5... ¥160.まで

全國百貨店及
寫眞機店に有

ヘビーセミファースト

近代紳士の好伴侣
僅か400Gの小型
然もプロニー16枚撮
自動撮影器付
ボディリース式
各種
F 4.5... ¥75.~ ¥107.
(カタログ要請)

東京上野駅前右
株式会社 皆川商店

First
CAMERA WORKS

露光量違いにより重複撮影



會協送放本日人法團社

近日發行
の凡のコツがセミ判平易に詳解されるのである。詳細内容見本要領券
金小八郎編
「アーストの使い方」
F4.5... ¥85.より
F3.5... ¥160.まで
全國百貨店及
寫真機店に有
近代紳士の好伴侣
僅か400Gの小型
然もプロニー16枚撮
自動撮影器付
ボディリース式
各種
F4.5... ¥75.~ ¥107
(カタログ要請)
東京上野駅前右
株式會社皆川商店

45×60mm 16枚

First
CAMERA

First Miniature

露光量違いにより重複撮影

に的學化
化淨を菌細

磨歯ブラク 薬用

（判LA5）格規定國はさき大の書本

薬用クラフ歯磨に應用せる最
新強力殺菌剤は、口中の汚
れや細菌を化學的に消掃するのみ
でなく、病源に對する積極的な治
療効果を發揮します。ムシ歯・口
臭・齒槽膿漏等の疾患を防止し、
歯と歯ぐきを保護・強化するのも
この薬効作用あればこそです。